

## 西東京国際イノベーション共創拠点 利用要項

(令和6年12月25日)

(令和7年7月1日)

(令和7年9月18日)

(令和7年10月16日)

この利用要項(以下「本要項」という)は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)が管理・運営する西東京国際イノベーション共創拠点2階セキュリティエリア(以下「本施設」という。)の利用にあたり、利用条件及び権利義務関係について定めるものとする。

### (定義)

第1条 本施設は、別表1に定める施設とする。

2 拠点長は、本学の規程に基づき、本学の指定する者を置くものとする。

### (利用申請)

第2条 本施設を利用しようとするものは、所定の手続きにより、コワーキングオフィス会員又は個室オフィス会員(以下「会員」という。)の入会申請を行う。

2 会員の入会資格等は、コワーキングオフィス会員規及び個室オフィス会員規約に定める。

3 拠点長は、申請を受けて、入会の可否を判断し、その旨を通知するものとする。この通知をもって、利用を認められた申請者(以下「利用者」という)の利用者登録を完了し、本施設の利用に関する契約が締結されたものとする。

### (利用料)

第3条 利用者は、会員登録と同時に、利用の有無にかかわらず、別表2に定める利用料(会員費)を支払わなければならない。

2 利用料(会員費)については、コワーキングオフィス会員規約又は個室オフィス会員規約に定める方法により、支払うものとする。

### (有効期限)

第4条 利用の有効期限は、会員を退会するまでとする。

### (退去)

第5条 拠点長は、コワーキングオフィス会員規約又は個室オフィス会員規約に違反した場合は、本施設からの退去を命ずることができるものとする。

### (施設利用条件)

第6条 利用者は、拠点長が認めた本施設内のスペースを拠点長が認めた時間帯に限り、利用できるものとする。

2 本施設利用に必要で、拠点長より貸与された備品(セキュリティカード等)については、利用者の責任で管理するものとする。また、利用者は貸与された備品を第三者へ譲渡・貸与してはならない。

3 本施設利用時に発生したゴミは、指定のゴミ箱へ分別して捨てるものとする。本施設外からのゴミの持

ち込みは禁止とする。

- 4 本施設での携帯電話での通話、Web 会議は他の利用者へ十分な配慮を持って利用しなければならない。
- 5 本施設での飲食は、認められたスペース内での飲食を認めるものとする。ただし、臭気の強い飲食物は持ち込まない等、他の利用者へ十分に配慮しなければならない。
- 6 本施設にふさわしくない行為や風紀を乱す行為は禁止とする。
- 7 拠点長の許可を得ないビラ配りなどの宣伝・勧誘行為は禁止とする。
- 8 本施設利用者の他、本学敷地内又は近隣住民への騒音・振動等の迷惑行為を禁止とする。
- 9 本施設は禁煙とする。
- 10 本施設の原状変更は一切認められない。万が一、利用者が原状変更を加える、又は故意若しくは過失かを問わず何らかの損壊をもたらした場合は、原状復帰に要する費用のすべてを負担するとともに、これによって本施設に生じた一切の損害を賠償するものとする。
- 11 本施設での写真や動画等の撮影は事前に許可を得た場合を除き、原則禁止とする。
- 12 本施設の利用中に本人確認を求める場合があるものとする。
- 13 利用者は商談・打ち合わせ等で本施設に利用者以外の方(以下「ゲスト」という。)を招くことができる。ゲストは、利用者が本施設を利用する時間のみ利用でき、ゲストも本要項及び諸規約に同意したとみなす。なお、中学生未満の方の招待は認められない。また、一度に招くゲストが4名を超える場合はあらかじめ拠点長に申し出て許可を得るものとする。
- 14 利用者が本施設の住所を用いて商業登記等登記を希望する場合は、利用者は所定の手続きにより事前に拠点長に申し出て許可を得るものとする。
- 15 その他、拠点長が定める諸注意事項を遵守すること。

(本施設の提供休止又は中止)

第7条 拠点長は、定休日を含め本施設の休止予定をあらかじめ利用者に示すものとする。

- 2 拠点長は、以下の事項に該当する場合には、予告することなく本施設の提供休止又は中止することができる。
  - (1) 設備の不具合により、本施設の利用を提供することができないと拠点長が判断した場合
  - (2) 本施設及び本施設を設置している建物の点検・整備等、建物の保守若しくは工事上やむを得ない場合
  - (3) 火災、停電、天変地異、法令等その他拠点長の合理的支配が及ばない事由等、不可抗力を原因として当施設の利用の提供ができなくなった場合
  - (4) その他拠点長が運営上休止する必要があると認めた場合
- 3 前2項の規定による本施設の提供の休止又は中止によって本施設を利用できなかったとしても、利用者は、利用料の減額、補償金、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

(禁止事項)

第8条 本施設の利用に当たり、以下の事項を禁止とする。

- (1) 犯罪行為に該当し、又は関連すること
- (2) 本施設のネットワークの機能を破壊し、又は妨害すること

- (3) 本施設の運営を妨害するおそれのあること
- (4) 他の利用者に関する個人情報等を収集し、又は蓄積すること
- (5) 他の利用者になりすますこと
- (6) 本施設に関連して、反社会的勢力に対して直接に又は間接に利益を供与すること
- (7) 理由の如何を問わず、拠点長の承諾なく本施設をゲストのみに利用させること
- (8) 利用者が当施設におらず又は長時間離席しているにもかかわらず、私物を置くなどにより、拠点長の承諾なく席の全部又は一部についてこれを占有すること及び利用時間外に本施設に滞在すること
- (9) 本施設で睡眠をとること
- (10) 本施設に法禁物(薬物、銃器など)、爆発物・引火の恐れのあるものその他危険物を持ち込むこと
- (11) 本施設に汚物、腐敗・変質しやすい物品、臭気を発する物品、あるいはその可能性がある物品を持ち込むこと
- (12) 本施設内に動物を立ち入らせること(介助犬・盲導犬を除く)
- (13) 本施設内において、小売行為・暴力団活動・宗教活動・風俗関係事業・法令又は公序良俗に反すること及びこれらに係る活動を行うこと
- (14) 本施設及び本施設を設置している建物の備品・付属品及び調度品について、これを改装・変更・専有すること又は当施設にねじ、釘、フック等の造作及び設備の造作をすること
- (15) 本施設及び他の利用者又は第三者の知的財産権・肖像権・プライバシーの権利・名誉その他の権利又は利益を侵害すること
- (16) 本施設の事業の妨げになると拠点長が判断すること
- (17) 本施設内、又は周辺・外壁及び窓から垂れ幕・旗・ポスター・看板等の掲示をすること(本学及び施設運営者が掲示するポスター等を除く)
- (18) その他本要項及び諸規約に違背する一切のこと
- (19) その他拠点長が不適切と判断すること

#### (利用の終了等)

第9条 利用者は本施設の利用期間が終了したとき、又は第5条の規定により利用者としての登録を抹消され、本施設からの退去を命じられたときは、速やかに退去するものとする。

- 2 利用者は利用期間終了日又は退去日までに本施設内にある私物の撤去、貸与物の返却及び本施設住所を法人登記している場合は変更手続きを完了したうえで、退去するものとする。

#### (免責事項)

第10条 本施設の利用に際して生じた一切の事象について、本学に故意又は重大な過失があった場合を除き、拠点長及び本学はその責任を負わず、また利用者に対する損害賠償義務も負わないものとする。

- 2 前項の場合において、本施設の設備物品等に起因して生じた事故等については、利用者と本学との協議の上、当該利用者への損害賠償等について決めるものとする。
- 3 利用者と他の利用者との間の紛争及びトラブルについて、拠点長及び本学は、一切その責任を負わないものとする。

(本要項及び諸規約の改定)

- 第11条 本学は、利用者の承諾なく、必要に応じて、本要項及び諸規約を改定することができるものとする。
- 2 本要項及び諸規約を制定し、又は改定する場合は、速やかに拠点長が適当と認める方法でその内容を利用者に通知するものとする。

(私物の管理)

- 第12条 利用者は自身の私物を自己の責任で管理に努めなければならない、利用者の私物に紛失、盗難、破損又は汚染等の損害が生じても、拠点長は一切その責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第13条 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律の関係法規及び本学個人情報保護関係規程を遵守し、細心の注意を払い、厳正に取り扱うものとする。
- 2 個人情報を基に、本施設の設置趣旨に沿う情報や案内を送付する場合があるものとする。

(賠償責任)

- 第14条 停電、電磁波障害、その他の事故等により、利用者の機器等が使用不能となった場合でも、本学はその損害について一切賠償責任を負わない。ただし、異常の復旧のために必要な経費は、その原因に利用者の過失等が認められない場合に限り、本学の負担とする。

(賠償の義務)

- 第15条 利用者の故意又は重大な過失により、スペースを滅失・損傷・汚損したとき又は他のスペースに損害を与えたときは、利用者は直ちに拠点長に届けるとともに、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

- 第16条 この要項に定めるもののほか、本施設の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年12月25日から施行する。

附 則 (令和7年7月1日改訂)

- 1 この要項は、令和7年7月1日から施行する
- 2 別表2 会員費備考第1号の減額規定は、令和6年12月25日から令和7年6月30日までの利用申請に限り、令和7年度中の会員費の税込月額、コワーキングオフィス会員（個人）は一般16,500円、教職員13,200円、学生8,250円、コワーキングオフィス会員（法人）は55,000円とする。

附 則 (令和7年9月18日改訂)

- 1 この要項は、令和7年9月18日から施行し、令和7年4月1日から遡って適用する。

附 則（令和 7 年 10 月 16 日改訂）

1 この要項は、令和 7 年 10 月 16 日から施行する。

別表 1 本施設について

|          |   |
|----------|---|
| 住所       | 東京都府中市幸町 3-5-8<br>国立大学法人東京農工大学府中キャンパス 西東京国際イノベーション共創拠点 2 階  |
| 開室時間     | 8:00～23:00<br>(休業日及びシェアオフィス休止・停止日を除く)   |
| 休業日      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 月 31 日～翌 1 月 3 日</li> <li>・ 施設・設備等点検を行う日(年 1 回)</li> <li>・ 前期・後期試験(前日夕方～当日)</li> </ul> ※そのほか大学行事等により、休止・停止とする場合がある。 |
| 利用可能スペース | 共用スペース  |
|          | コワーキングオフィス (96 席)<br>用途：利用者相互の交流や意見交換その他協業を促進する場として使用のこと  |
|          | 個室オフィス (4 室)<br>(※個室オフィス会員のみ)<br>用途：利用者の事務所・執務スペースとして使用のこと  |
|          | 会議室(3 室) ※月の利用上限時間 (30 時間) まで利用可能とする。   |
|          | テストキッチン<br>(※利用可能時間：9:00～17:00 平日のみ)  |

別表 2 利用料金表  
会員費

| 会員種別                  | 会員費 (税込み)                           | 利用期間単位 | 登録可能人数 |
|-----------------------|-------------------------------------|--------|--------|
| コワーキング<br>オフィス会員 (個人) | 22,000 円/月                          | 年度     | 1 名    |
| コワーキング<br>オフィス会員 (法人) | 60,500 円/月                          | 年度     | 4 名    |
| 個室オフィス会員              | 個室(1) 27 m <sup>2</sup> 133,650 円/月 | 年度     | 6 名    |
|                       | 個室(2) 34 m <sup>2</sup> 168,300 円/月 |        | 8 名    |
|                       | 個室(3) 22 m <sup>2</sup> 108,900 円/月 |        | 5 名    |
|                       | 個室(4) 50 m <sup>2</sup> 247,500 円/月 |        | 12 名   |

備考

- 1 コワーキングオフィス会員 (個人) は、教職員 20%、学生 50% 減額制度あり。ただし、東京農工大学に所属する者に限る。
- 2 コワーキングオフィス会員 (法人) 及び各個室オフィス会員の登録上限人数を超える場合は、1 名あたり月額：15,125 円 (税込) を請求する。
- 3 会員費は、半期ごと (上半期：4 月～9 月・下半期：10 月～3 月) の前払い請求とし、既納の利用料は理由

の如何を問わず、返金されないものとする。

4 会員費は、入会申込月より発生するものとし、初回の支払いは入会月～半期終了月分までとする。

#### 利用料

| サービス種別               | 利用料（税込み）   | 利用期間単位 |
|----------------------|------------|--------|
| テストキッチン              | 1,320 円/時間 | 1 時間   |
| ロッカー貸与 <sup>※2</sup> | 1,650 円/月  | 年度     |
| 登記住所                 | 3,300 円/月  | 年度     |

#### 備考

- 1 利用料請求（テストキッチン）は月末締めでの請求とする。
- 2 利用料請求（ロッカー貸与・登記住所）は半期ごと（上半期：4月～9月・下半期：10月～3月）の前払い請求とし、既納の利用料は理由の如何を問わず、返金されないものとする。
- 3 ロッカー貸与・登記住所の初回申し込み月が半期途中の場合は、初回利用月～半期終了月分までとする。
- 4 コワーキングオフィス会員のみ使用可能。